

竹富町撮影に関する規則を廃止する規則（案）に係る 意見募集（パブリックコメント）について

令和6年6月14日
竹富町自然観光課

■意見募集の実施案内

竹富町撮影に関する規則（令和2年8月19日規則第11号）（以下、「撮影規則」という。）の廃止を予定しています。つきましては、本件に対する町民の皆様及びご関心のある皆様のご意見を広く募集します。

1. 意見募集対象

竹富町撮影に関する規則を廃止する規則（案）

2. 規則廃止の背景

竹富町では、撮影に関する問合せが年々増えてきたことでルールを定める必要性が生じたため、令和2年8月に撮影規則を制定し、「町内での撮影行為において各関係機関への適正な手続きと周知により、町民生活や自然環境の保全に対する理解を促し、環境意識の向上と町民や撮影者等の安全の確保及び本町のイメージと秩序を保つこと」を目的として撮影届の手続を行って参りましたが、ドローン撮影に関しては航空法や小型無人機等飛行禁止法等の法令の規制があることや、撮影規則を制定した当時と比較して、「サステナブルツーリズム」や「SDGs」といった環境意識の高まりや持続可能な社会の実現に向けたイメージが世間に浸透してきていることなどから、撮影規則は一定の役割を終えたと考え、届出制からルール・マナーの周知強化の対応に切替えたく、規則の廃止を予定しています。

3. 規則廃止の概要

- (1) 竹富町撮影に関する規則を廃止し、撮影届の提出を不要とします。
- (2) 竹富町撮影に関する規則の目的は引継ぎ、各島や撮影地によって変わる関連手続や注意事項を簡単にチェックできるような仕組み（電子フォーム等）を構築し、竹富町公式ホームページの記事を修正し、撮影のルール・マナーをよりわかりやすく記載して周知強化していきます。

4. 意見を提出することができる期間

令和6年6月14日（金）から令和6年6月28日（金）まで

5. 意見の提出先

ア 郵送の場合：以下の宛先に締切日必着にて提出

〒907-8503 沖縄県石垣市美崎町11番地1 竹富町役場自然観光課 宛て

イ FAXの場合：0980-82-6199

ウ 意見提出フォームの場合：<https://logoform.jp/form/JFb9/585881>

※上記 URL にアクセスいただくと、意見提出フォームが表示されます。意見の内容を含む必要事項を所定のフォームに記入ください。

エ 持参の場合：竹富町役場自然観光課又は出張所に提出

6. 資料の入手方法

ア 竹富町ホームページ (<https://www.town.taketomi.lg.jp>) への掲載

イ 竹富町役場自然観光課での配布・閲覧

7. 注意事項

ア 意見提出フォーム以外の場合、件名に必ず、「竹富町撮影に関する規則を廃止する規則（案）への意見」と御記入ください。

イ 本文の様式は問いません。

ウ 意見提出者の住所、氏名（団体の場合は団体名）、電話番号・メールアドレス等を御記入ください。頂きました意見の内容は、住所、氏名、電話番号・メールアドレスを除き、公開を前提としますので、あらかじめ御承知おきください。

エ 御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断された場合は、公表の際に該当箇所を伏せさせていただきます。

オ 意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務のみに利用させていただきます。

カ 意見に住所、氏名の記載のないものは無効とさせていただきます。

キ 電話での意見は受けかねますので御了承ください。

8. 提出された意見の取扱い

提出された意見につきましては、その概要とそれに対する対応方針を取りまとめて公表します。

9. 今後の主なスケジュール（予定）

令和6年7月

- ・提出された意見を取りまとめた上、公表
- ・竹富町撮影に関する規則の廃止を実施

10. 関連する資料等

- ・竹富町撮影に関する規則
- ・竹富町内での撮影について（竹富町公式ホームページ）

<https://www.town.taketomi.lg.jp/soshiki/shizenkanko/kanko/1647927802/>

【問合せ先】

竹富町役場自然観光課 観光振興係
〒907-8503 沖縄県石垣市美崎町11番地1
TEL：0980-83-1306（直通）

E-mail：sizenkanko@town.taketomi.okinawa.jp